

報告第 27 号

令和 7 年度決算に基づく羽曳野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.02)	— (17.02)	3.5 (25.0)	2.3 (350.0)

- ・ 早期健全化基準を括弧内に記載している。

羽 監 第 245 号
令和8年8月18日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市監査委員 谷 干 城
羽曳野市監査委員 花 川 雅 昭
(公印省略)

令和7年度決算に基づく羽曳野市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和7年度決算に基づく 羽曳野市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年7月31日～令和8年8月18日

第3 審査の手続

この財政健全化審査は、羽曳野市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	12.02%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	—	17.02%	30.00%
③ 実質公債費比率	3.5%	3.9%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	2.3%	—	350.0%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

将来負担比率については、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っている場合は、「—」を記載している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

早期健全化基準は 12.02%であるが、本市においては令和 7 年度の実質赤字額はなく、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準は 17.02%であるが、本市においては令和 7 年度の連結実質赤字額はなく、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度に比べて 0.4 ポイント改善し 3.5%となった。引き続き早期健全化基準の 25.0%を下回っており、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、前年度は将来負担額を充当可能財源等が上回り、算定されなかったが、本年度は 2.3%となった。引き続き早期健全化基準の 350.0%を下回っており、国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっている。

(3) 是正改善を要する事項

上記 4 つの指標については、すべて国の示す基準では財政の健全段階の範囲となっており特に指摘すべき事項はない。前年度から比べると実質公債費比率は改善されたが、将来負担比率は算定された。本市財政を取り巻く環境は今後も厳しい情勢が続くと予想され、引き続き財政健全化に向けた取組を進められたい。